

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)3月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１７年１２月町田市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（給与に関する特例） 第７条 略 ２・３ 略 <u>４</u> 第２項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。 <u>５</u> 略 （給与条例の適用除外） <u>第８条</u> <u>町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３３年２月町田市条例第１１号）第３条、第４条、第６条の３から第８条の２まで、第８条の４及び第１１条から第１３条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</u>	（給与に関する特例） 第７条 略 ２・３ 略 <u>４ 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>５</u> 第２項の規定による号給の格付け、<u>第３項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。 <u>６</u> 略 <u>（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）</u> <u>第８条 特定任期付職員に対する町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３３年２月町田市条例第１１号。以下「給与条例」という。）第２条の規定の適用については、同条中「通勤手当」とあるのは「通勤手当並びに町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１７年１２月町田市条例第５３号）に定める特定任期付職員業績手当」とする。</u> （給与条例の適用除外） <u>第９条 給与条例第３条、第４条、第６条の３から第８条の２まで、第８条の４、第１１条から第１３条まで及び第１８条の規定並びに第１８条の２及び第１８条の３の規定中勤勉手当に関する部分</u>は、特定任期付職員には適

(委任) 第9条 略	用しない。 (委任) 第10条 略
---------------	-------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条 略 2・3 略 4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の80</u> 」とする。 5 略 (勤勉手当) 第18条 略 2・3 略 4 <u>任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第8の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」とする。</u> <u>5</u> 略 附 則 1～8 略 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を	(期末手当) 第17条 略 2・3 略 4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の192.5</u> 」とする。 5 略 (勤勉手当) 第18条 略 2・3 略 <u>4</u> 略 附 則 1～8 略 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を

支給される職員に対する第17条第5項（第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第17条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

10 略

支給される職員に対する第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第17条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

10 略